

東京都交通局汚職等非行防止委員会設置要綱

制定	昭和56年	9月26日	56交総第	555号
改正	昭和63年	6月1日	63交職第	208号
改正	平成2年	8月1日	2交総第	743号
改正	平成3年	3月29日	2交総第	1452号
改正	平成8年	1月30日	7交総第	973号
改正	平成10年	4月16日	10交職第	36号
改正	平成18年	4月24日	18交職第	113号
改正	平成21年	2月19日	20交職第	1311号
改正	平成23年	7月28日	23交職第	517号
改正	平成23年	10月11日	23交職第	862号

(設置)

第1条 東京都交通局職員（以下「職員」という。）の汚職等非行を防止するとともに職員の公務員としての使命感の高揚及び事業執行体制等の改善に関する方策を策定するため、東京都交通局汚職等非行防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、局長をもって充てる。

3 副委員長は、次長をもって充てる。

4 委員は、次の職にある者をもって充てる。

一 総務部長

二 職員部長

三 資産運用部長

四 電車部長

五 自動車部長

六 車両電気部長

七 建設工務部長

5 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、臨時に委員を指名することができる。

(委員長の職務等)

第3条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長が事故その他の事由により不在となったときは、副委員長（副委員長が事故その他の事由により不在となったときは、総務部長の職にある委員）がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(幹事会)

第5条 委員会に委員会の審議事項を整理するため、次の職にある者をもって構成する幹事会を置く。

一 総務部総務課長

- 二 職員部人事課長
 - 三 職員部服務指導担当課長
 - 四 資産運用部資産活用課長
 - 五 資産運用部契約課長
 - 六 電車部管理課長
 - 七 自動車部管理課長
 - 八 車両電気部管理課長
 - 九 車両電気部車両課長
 - 十 車両電気部電力課長
 - 十一 建設工務部管理課長
 - 十二 建設工務部計画改良課長
 - 十三 建設工務部建築課長
- 2 前項の幹事のほか、委員長が必要と認めるときは、臨時に幹事を指名することができる。
 - 3 幹事会は、職員部人事課長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会及び幹事会の庶務は、職員部人事課において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和56年9月28日から施行する。
- 2 東京都交通局汚職防止再点検委員会設置要綱（昭和52年2月25日51交総第968号）は、廃止する。
 - 附 則（昭和63年6月 63交職第208号）
この要綱は、昭和63年6月1日から施行する。
 - 附 則（平成2年8月 2交総第743号）
この要綱は、昭和2年8月1日から施行する。
 - 附 則（平成3年3月 2交総第1452号）
この要綱は、平成3年3月29日から施行する。
 - 附 則（平成8年1月 7交総第973号）
この要綱は、平成8年2月1日から施行する。
 - 附 則（平成10年4月 10交職第36号）
この要綱は、平成10年4月16日から施行する。
 - 附 則（平成18年4月 18交職第113号）
この要綱は、平成18年4月24日から施行する。
 - 附 則（平成21年2月 20交職第1311号）
この要綱は、平成21年2月19日から施行する。
 - 附 則（平成23年7月 23交職第517号）
この要綱は、平成23年8月1日から施行する。
 - 附 則（平成23年10月 23交職第862号）
この要綱は、平成23年10月11日から施行する。